

## －嘱託職員（理学療法士）募集要項－

### 1. 募集の案内

春日部市立医療センターホームページ

### 2. 応募資格、勤務条件等

別紙「春日部市立医療センター嘱託職員（理学療法士）の勤務条件等について」  
のとおり

### 3. 募集の期間

随時

※採用決定により終了する場合あり。

### 4. 応募書類

#### ○履歴書（様式1）

- ・別添の履歴書に必要事項を記入し、写真を貼って提出してください。
- ・電話番号については、日中も連絡のとれる番号も記入してください。

#### ○作文（様式2）

- ・作文のテーマ 「理学療法士としての役割」

#### ○理学療法士免許の写し

### 5. 申し込み

#### ○持参申し込み

- ・受付期間 随時（土・日、祝日を除く）
- ・受付場所 春日部市立医療センター 事務部 総務課 人事給与担当
- ・受付時間 午前8時30分～午後5時15分まで

#### ○郵送申し込み

- ・宛 先 〒344-8588 春日部市中央6丁目7番地1  
春日部市立医療センター 事務部 総務課 人事給与担当
- ・その他 申し込み封筒の表面に「嘱託職員（理学療法士）応募書類在中」と  
朱書きし、簡易書留で送付してください。普通郵便などで送付した  
場合の事故について責任は負いません。

### 6. 選考の方法

一次選考（書類選考・作文試験）の合格者に対し、二次選考（面接試験）を行  
い採用決定いたします。

※面接日等の詳細については後日お知らせいたします。

### 7. 選考結果の連絡方法

採用者、不採用者とも、文書により通知いたします。

### 8. 担当者連絡先

春日部市立医療センター 事務部 総務課 人事給与担当  
Tel048-735-1261（内線 7326）

## 9. その他

- 地方公務員法第22条に基づき、緊急の場合又は臨時の職に関する場合に6月をこえない期間で任用するものです。この場合において、更に6月をこえない期間で1回に限り更新することができ、最長1年以内とされています。
- 嘱託職員への採用は、春日部市立医療センターの正規職員への採用とは無関係であり、正規職員採用の際に優先されるものではありません。

## 10. 特記事項

○次のいずれかに該当する人は申し込みできません。

- (1) 日本国籍を有しない人
  - (2) 地方公務員法第16条に規定する次の欠格条項に該当する人
    - ・ 成年被後見人又は被保佐人
    - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
    - ・ 春日部市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
    - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- 書類に不備がある場合等は、受付できません。
  - 提出された書類は、返却しません。

## 別紙

### 春日部市立医療センター嘱託職員（理学療法士）の勤務条件等について

#### 1. 任用期間

原則 6 か月

#### 2. 勤務日及び勤務時間

■勤務日…原則として、勤務日は月曜日から金曜日の週 5 日間（国民の祝日、年末年始を除く。）

■勤務時間…午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分（休憩時間 1 時間を除く。）  
ただし、所定の勤務時間以外に時間外勤務を命じる場合もあります。

#### 3. 職務内容・勤務場所

主たる勤務場所は、春日部市立医療センターリハビリテーション科で、理学療法士業務に従事します。

#### 4. 応募資格

- ・理学療法士免許を有すること。
- ・年齢は問いません。

#### 5. 給 与

■給料月額…195,000円（時間外勤務の場合は、超過勤務手当が支給されます。）

■手 当 等…通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等が支給されます。なお、昇給や退職手当はありません。

※通勤手当は交通機関の運賃又は通勤距離に応じて支給します。ただし、徒歩通勤又は勤務地までの距離が 2 km 未満の場合は対象外です。超過勤務手当は実績に応じて支給します。

※期末・勤勉手当については、6 月及び 12 月に所定の基準を満たした場合に支給されます。

■支払方法…毎月月末まで勤務すると見込み、当月の 21 日に指定口座へ振り込みます。

#### 6. 社会保険

健康保険、厚生年金及び雇用保険に加入していただきます。

#### 7. 災害補償

通勤又は公務上の理由による負傷や疾病等に対して、災害補償の対象となる場合があります。

#### 8. 年次有給休暇

所定の基準により付与します。（6 か月の任用期間の場合は 10 日）

## 9. その他有給休暇

夏季休暇、忌引休暇、裁判員休暇等

## 10. 福利厚生

職員の互助団体（任意団体）である「春日部市職員厚生会」等、加入が義務付けられているものがあります。

○主な事業・・・慶弔費等の支給等

## 11. 公務員としての遵守事項

嘱託職員も、正規職員と同様に地方公務員法が適用され、次の義務等が課せられます。

これらに違反すると、懲戒処分の対象となる場合があります。

- ① 服務の根本基準 ～全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力をあげてこれに専念しなければならない～（地方公務員法第30条）
- ② 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- ③ 信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条）
- ④ 秘密を守る義務（地方公務員法第34条）
- ⑤ 職務に専念する義務（地方公務員法第35条）
- ⑥ 政治的行為の制限（地方公務員法第36条）
- ⑦ 営利企業等の従事制限（地方公務員法第38条）

## 12. その他の注意事項

- ・勤務時間中は、貸与した名札を必ず着用してください。
- ・市民の皆様にご不快な思いをさせない服装を心掛けてください。
- ・春日部市立医療センター内は、職員の自動車の駐車を禁止していますので、通勤で自動車を使用する場合は、個人で駐車場を確保してください。
- ・通勤や仕事中は、事故の無いよう十分に注意するとともに、万一事故にあった場合には、速やかに総務課へ報告するようお願いいたします。

## －お問い合わせ先－

春日部市立医療センター 事務部 総務課 人事給与担当

TEL048-735-1261 内線 7326